

が代表を派遣していたことである。このほかタイ・トルコ・ザンビア・パキスタンなどGNPの長者番付ではついぞお目にかかったことのない国々ですら、複数の代表を派遣していた。

さきの鯨保護問題のときのように、突然世界の国々から渡り鳥の狩猟規制の決議文をつきつけられ、右往左往する羽目におちいってはならない。

会場でIWRBのマシューズ局長、スコット卿、米のスレドン教授、ソ連のマキシモフ博士、その他の国々から、タンチョウを含めた国際白鳥会議の開催を強く要請された。わが国には水禽類と湿原の保護に多大な業績を持つ日本白鳥の会があり、せめて民間レベルでも開催を、と切望しているが、その成否は別として、この種の会議は政府間レベルで開催さるべき性格のものであろう。

(農林省林業試験場鳥獣第1研究室長—日本白鳥の会理事)

「本稿は1975年6月26日、朝日新聞論壇に掲載されたものを転載させていただいた。編集子」

国際水禽調査局 (IWRB) 設立趣意書

○目的：

国際水禽調査局は、水禽類並びに湿原の保護と研究を推進すると共に、特に国際的に重要な湿原の保護に貢献することを目的とする。

この場合における水禽類とは、生態学的に湿原に依存する鳥類を指すものとし、湿原及び人工の水面、一時的及び恒久的な水面、淡水及び海水面を指す。海にあっては、水深6m以下を湿原と定義する。

国際水禽調査局は、上記の目的を達成するために次に掲げる活動を展開するものとする。

○活動：

国際会議の招集、開催

技術シンポジアの開催

情報の交換

水禽と湿原の存続に関して当該政府又は共同体に対する働きかけ。

自然保護関連団体との協力

以上

----- I W R B の 近 況 -----

国際水禽調査局の加盟国からなる代表者会議は、最低年1回は開催するものとし、特別なテーマを掲げた国際会議は3～5年に1回招集するものとする。尚、国際会議の公用語は英語・独逸語・仏蘭西語に限り、出版物は通常英語を用いる。